

1. 基本理念と基本目標

(1) 基本理念

住み慣れた地域で 安心していきいきと暮らせるまち

総社市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画では、「住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせるまち」を基本理念に、取り組みを推進してきました。

この基本理念は2025年を見据えて設定し、本市の地域包括ケアシステムの目指す姿を表していることから、第8期計画においても、第7期計画の基本理念を継承することとします。

(2) 基本目標

基本理念の実現を目指すにあたり、4つの基本目標を設定しました。なお、具体的な取り組み内容については、第4章で示します。

住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまちづくり

基本目標

1

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、要介護状態にならないための取り組みや、介護が必要になってもその有する能力に応じて自立した生活を送れるよう支援する取り組み、要介護状態の重度化を防止する取り組みが重要となっています。

地域包括支援センターを核として、介護予防や健康づくりの取り組みの充実を図り、高齢者自らが地域の活動に積極的参画できる仕組みづくりを推進するとともに、地域の多様な主体が参画し、世代を超えつなげる地域共生社会の実現を意識した地域包括ケアシステムを構築していきます。

いつまでも安心して暮らせるまちづくり

基本目標

2

高齢者、障がいのある人、子ども、生活困窮者やその家族が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療と介護の連携体制や在宅での生活を支援する取り組みを推進します。

また、高齢者にやさしい住まいや生活環境の整備を推進するとともに、防災体制等の充実を図ります。

自分らしさを大切に暮らせるまちづくり

基本目標

3

「認知症施策推進大綱」を踏まえ、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を軸とした施策を推進していきます。

また地域包括支援センター、権利擁護センターを中心に、高齢者虐待の早期発見早期対応に努め、必要に応じ権利擁護事業の活用を促進します。

効果的な介護サービス等が安定して受けられるまちづくり

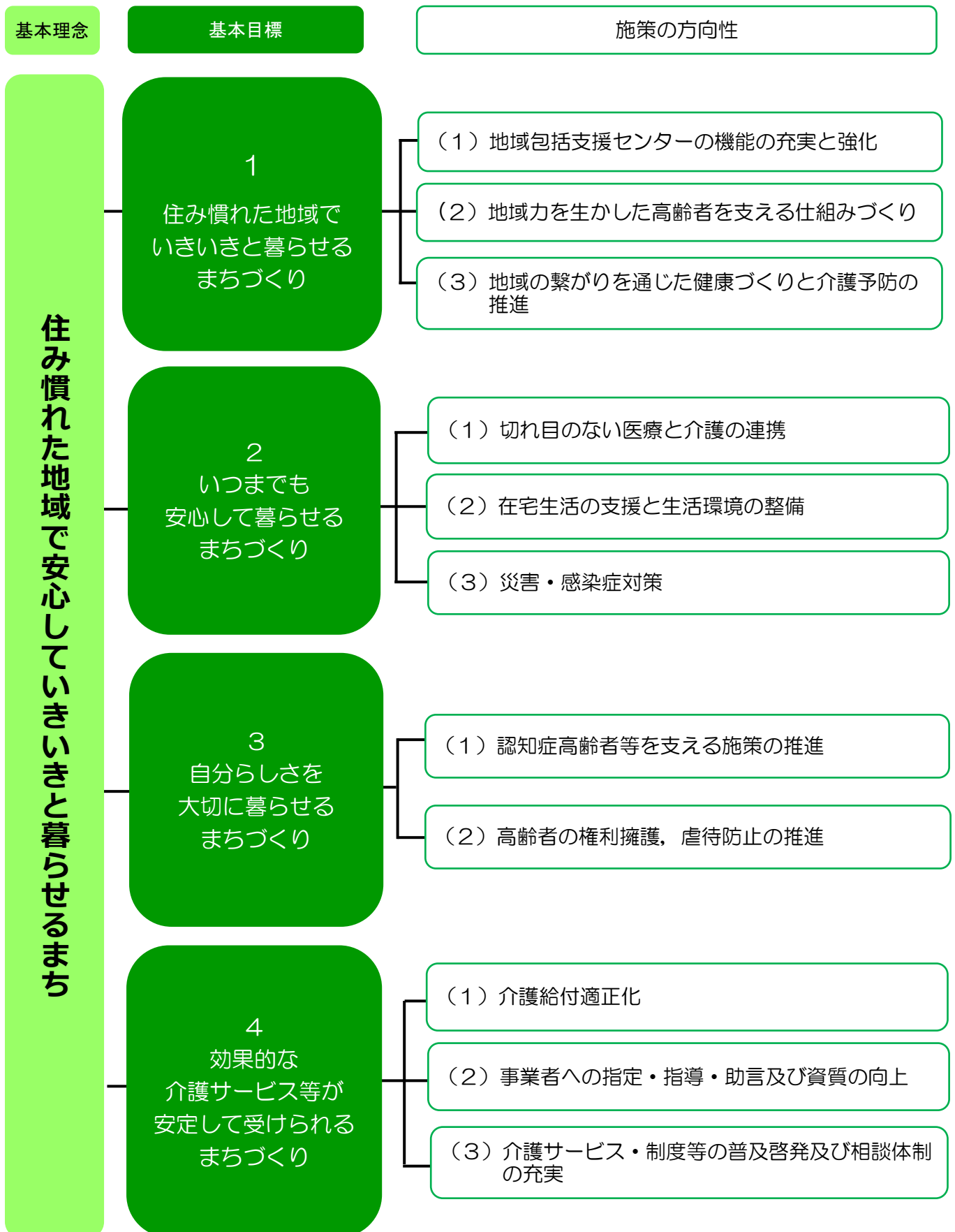
基本目標

4

介護保険制度の持続可能性を維持し、高齢者が要介護状態となっても、適切な介護保険サービスを受けながら住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、介護給付の適正化、介護保険サービス事業者の育成・支援、介護サービス情報公開の推進、相談体制の充実などを推進します。

2. 施策の体系

次の体系で施策を展開していきます。



3. 2025年・2040年を見据えた総社市の地域包括ケアシステム

介護保険制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことを可能としていくためには、十分な介護サービスの確保のみに留まらず、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を構築していく必要があります。

第8期計画においては、団塊の世代が後期高齢者となる2025年・団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年を見据え、基本理念を「住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせるまち」とし、地域共生社会の実現を目指し、地域包括ケアシステムをさらに深化・推進させるための取り組みを推進します。

(1) 本市の目指す地域包括ケアシステム

本市の目指す「地域包括ケアシステム」とは、支援を必要とする人を対象とした5つの視点【医療・介護・介護予防・住まい・生活支援】での取り組みが、6つの機能【早期発見機能、早期対応機能、連携強化機能、専門的支援機能、施策化・社会資源開発機能、社会教育・地域づくり機能】を基本として、包括的（利用者のニーズに応じた適切な組み合わせによるサービスの提供）かつ、継続的（入院、退院、在宅復帰を通じた切れ目のないサービスの提供）に行われる仕組みです。

地域包括支援センター、総社市社会福祉協議会及び行政のつながるワンストップ相談窓口を核とし、「支える側」「支えられる側」という画一的な関係性に留まらず、地域の多様な主体が参画し、世代を超えつながる地域共生社会の実現を意識した地域包括ケアシステムを構築していきます。

（P63 図表 3-3-2：総社市地域包括ケアシステム構想図 2020 版参照）

【5つの視点】

①医療（医療・介護連携）

「住まい」と「生活支援」によって自立した生活を確保するとともに、一層の安心、いざというときの備えとして、専門的サービスを必要とする市民にしっかりと提供できる環境を整備します。「医療」と「介護」については、医療機関や訪問看護ステーション、ケアマネジャー、地域包括支援センターなどが協働して連携を図る関係を構築します。

②介護

高齢者が要介護状態等となっても、自分の意思で自分らしい生活を営むことを可能とする「高齢者の自立と尊厳を支えるケア」を実現することが重要です。重度の要介護者、単身又は夫婦のみの高齢者世帯、認知症の人の増加、働きながら要介護者等を在宅で介護している家族等の就労継続や負担軽減に対応するための継続的な支援体制の整備を進めます。

③介護予防

地域全体への自立支援・介護予防に関する普及啓発，介護予防の通いの場の充実，保健事業及びリハビリテーション専門職等との連携，地域ケア個別会議の多職種連携による取り組みの推進，地域包括支援センターの機能強化等により，高齢者が生きがいを持って生活できる地域の実現を目指します。

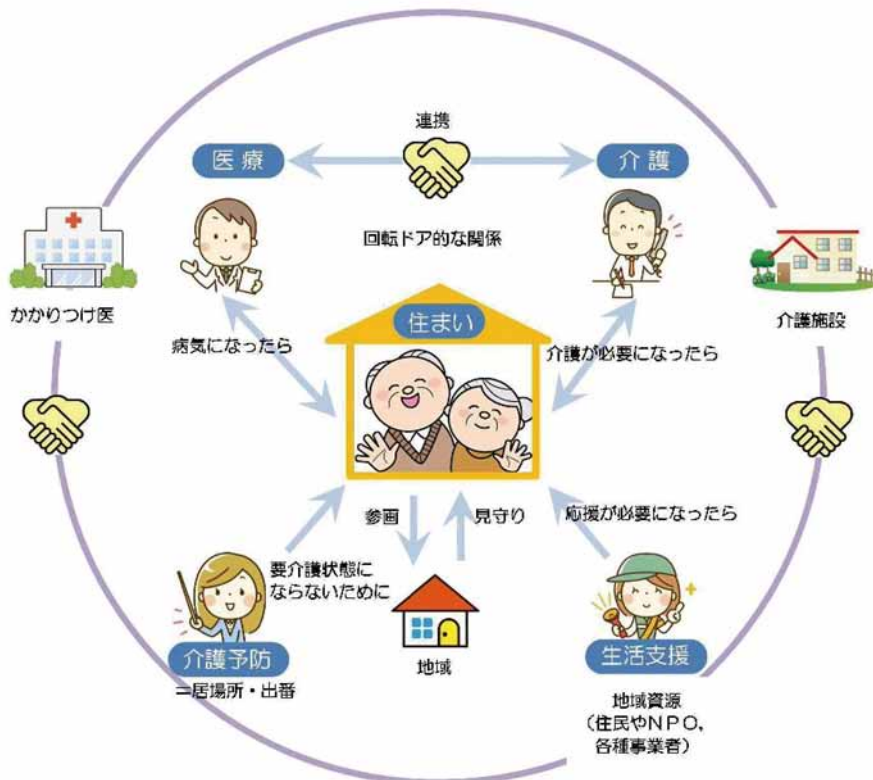
④住まい

まず何よりも「住まい」が確保されていることが前提です。保健福祉施策と住宅施策を連携させ、住み慣れた住居のほか、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等、一人ひとりの身体や財産の状況にふさわしい「住まい」が用意され、「なじみの関係」の中で自分らしく生活できる環境や望めば最後まで住み続けることができる環境の実現を目指します。

⑤生活支援（自立した日常生活の支援）

「生活支援」は、専門事業者によるサービスだけでなく、見守りや交流の機会、出かける場の確保、地域住民同士のちょっとした手助けなど様々です。互助・共助を基本とした多様な生活支援がどの地域でも行われ、誰でもその支援を受けられるように、生活支援コーディネーターや協議体による地域のニーズや資源の把握、関係者のネットワーク化、担い手の養成、資源の創出等を通じ、生活支援を担う事業主体の支援、協働体制の充実・強化を図ります。

〔図表 3-3-1: 地域包括ケアの仕組み〕



【6つの機能】

①社会教育・地域づくり機能

高齢者や家族が早期に必要な情報を得て適切な対応ができる機能と、介護予防と健康づくりを推進し、地域での見守りや生活支援体制を構築する機能です。地域住民や地域組織、ボランティア団体、NPO等、多様な主体がそれぞれの役割を果たし、世代を超えて地域住民が共に支え合う地域づくりを推進します。

②早期発見機能

高齢者や家族、地域住民や関係機関により発見されたニーズが、早期に専門職や行政に届けられる機能です。

③早期対応機能

早期に専門職が訪問し、問題の把握とともに信頼関係づくりに努め、解決に向けて支援する機能です。

④連携強化機能

地域の企業や事業者等が連携・協働し支援する機能で、「みんなで見守るネットワーク」を活用し、地域全体で見守り支えます。

⑤専門的支援機能

解決が困難な事例については、さらに専門的な職種や機関に的確かつ技術的な指導・助言を得る機能で、各専門職・専門機関との顔の見える連携を継続します。

⑥施策化・社会資源開発機能

地域の課題解決に向け、既存サービスの活用を図るとともに、利用しにくいものは改善し、不足しているインフォーマルな取り組みや制度・サービスの開発を行う機能です。

高齢者やその家族が地域において安心して日常生活を営むことができるように、生活支援コーディネーターが中心となり、各協議体において地域の生活課題解決に向けた新たな取り組み（移動・買い物・居場所・担い手・見守り・空き家等）を行います。

「小地域ケア会議」を基礎単位とし、日常生活圏域から市内全域へとつながる三層構造となっており、重層的なネットワークを通して、社会資源の発掘・開発を推進します。

三層構造の会議体は、全国屈指福祉会議と連動しており、「全国屈指福祉文化先駆都市」の実現に向けた施策を展開します。

【多様な主体ごとの役割】

■地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者に関わる問題の総合相談窓口としての機能を果たすとともに、高齢者の状態に応じて、包括的・継続的なケアマネジメントを適切に実施することで、地域における介護予防の拠点としての役割を担います。

また、高齢者が適切な保健福祉サービスを受けられることができるよう、関係機関との調整を図るコーディネーターとして、地域包括ケアシステムの中核的役割を担います。

■社会福祉協議会

市から委託し総社市社会福祉協議会に設置した各相談窓口において、高齢者が抱える複雑かつ多様な問題に対応するため、専門職が早期に対応し、必要な相談・援助につなげます。

また、総社市社会福祉協議会は、地域社会における多様な住民活動の橋渡し役となり、住民主体による支え合いの地域社会の実現、地域の福祉力の向上を支援し、住民が自らの持てる力を発揮できるよう、協働を基調としながら地域福祉を推進します。

■地区社会福祉協議会

地域内の様々な組織・団体の代表者を中心に構成され、地域住民主体の互助団体の一つとして活動しており、地域の課題を自分たち自身の問題と受け止め、関係機関と連携しながら解決に向けて協議しています。「地域づくり」を応援し互助活動を活性化します。

■地域の企業・団体等

「そうじゃみんなで見守るネットワーク」を活用し、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯等、身近な地域の中で支援を必要としている高齢者に、地域の団体や事業者等が連携して日常生活の中で見守りや声かけ、生活援助などを行う仕組みづくりを推進します。

■地域住民（地域組織・ボランティア団体・NPO等）

本計画に掲げる基本理念を実現するためには、地域組織やボランティア団体、NPO等、多様な主体がそれぞれの特徴を活かして役割を果たすことが重要です。生きがいづくりや健康づくり、ネットワークづくり、仲間づくり、支え合い・支援活動等、それぞれの取り組みや活動を通じて「地域力」を高め、他の主体と連携しながら地域を支えます。

〔図表 3-3-2: 総社市地域包括ケアシステム構想図 2020 版〕

総社市地域包括ケアシステム構想図 2020 版

